

議案第39号

鹿屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

鹿屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月9日提出

鹿屋市長 中西 茂

専決第8号

鹿屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

鹿屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月12日

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿屋市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年鹿屋市条例第56号)の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(専決処分の理由)

新型コロナウイルス感染症の患者等への対応作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給する特例について、国の取扱いに準じ、廃止をしたいので、本案を提出するものである。